

《平成19年度公表》

足利市の人事行政の運営などの状況(給与・定員管理等の状況)

「足利市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与、勤務条件などの状況についてお知らせします。

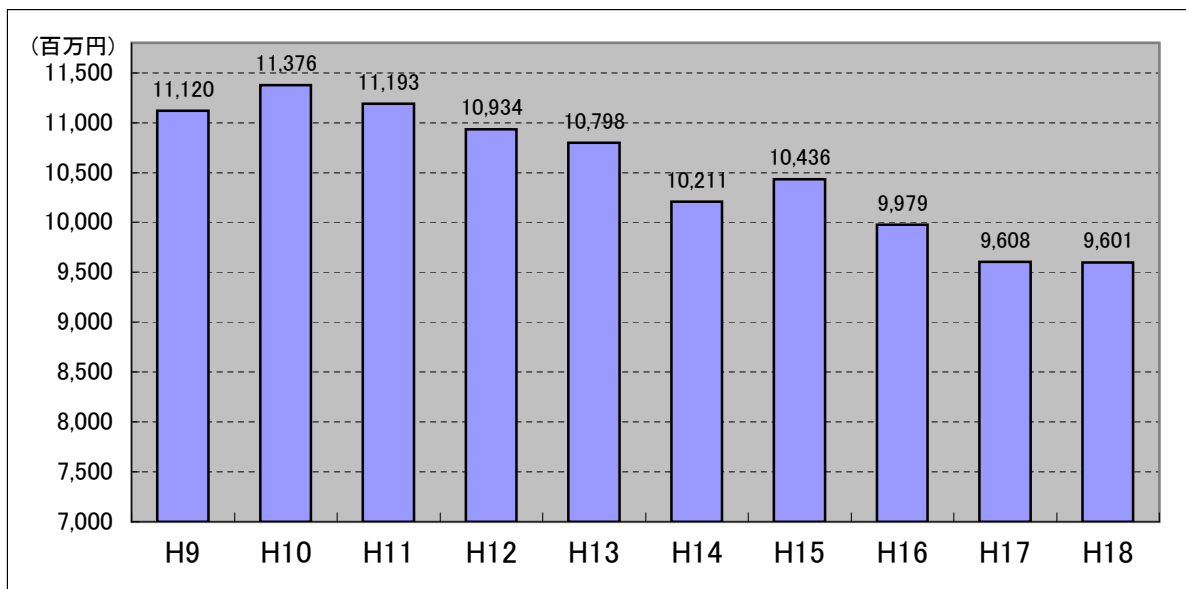
1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	158,047	48,569,498	1,245,847	9,601,067 (9,079,911)	19.8 (18.7)	20.4 (19.0)

(注) 人件費及び人件費率の( )内は、三役、市議会議員、各種委員などの特別職に支給される給料、報酬などを除いたものである。

(2) 人件費の推移(普通会計決算)



(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

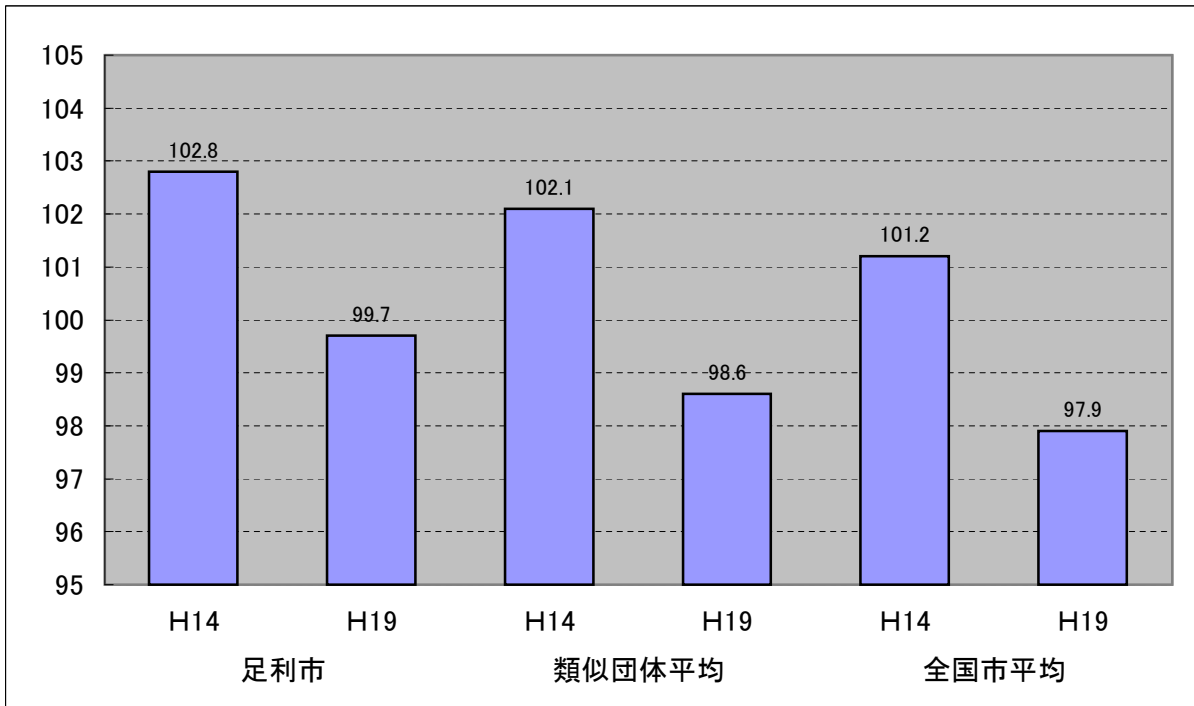
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	1,155	千円 4,608,686	千円 793,681	千円 1,867,674	千円 7,270,041	千円 6,294	千円 6,392

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(4) 特記事項(給与抑制措置)

抑制対象	対象者	抑制内容	期間
管理職手当	一般行政職	10%減額	H19.4.1~H20.3.31
給料月額	市長	135,000円減額	H19.4.1~H20.3.31
	副市長	130,000円減額	
	教育長	40,000円減額	

(5) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
足利市	43.8歳	353,700円	407,254円	384,069円
栃木県	44.0歳	367,116円	437,522円	392,631円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
類似団体	44.3歳	356,439円	435,425円	395,334円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
足利市	47.1歳	162人	300,500円	342,238円	317,540円	—	—	—	—
うち 清掃職員	43.6歳	54人	283,600円	325,096円	298,661円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.08
うち 用務員	51.6歳	21人	315,200円	346,624円	334,252円	用務員	53.9歳	227,200円	1.53
うち 自動車運転手	48.7歳	16人	328,200円	398,481円	349,994円	自家用自動車運転者	39.7歳	333,200円	1.20
栃木県	45.1歳	519人	325,714円	370,962円	345,995円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	46.6歳	200人	298,823円	341,325円	314,841円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
足利市	—	—	—
うち 清掃職員	5,227,352円	4,192,600円	1.25
うち 用務員	5,654,688円	3,284,300円	1.72
うち 自動車運転手	6,350,872円	4,214,800円	1.51

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## (2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分		足利市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	142,800円	142,800円	138,400円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

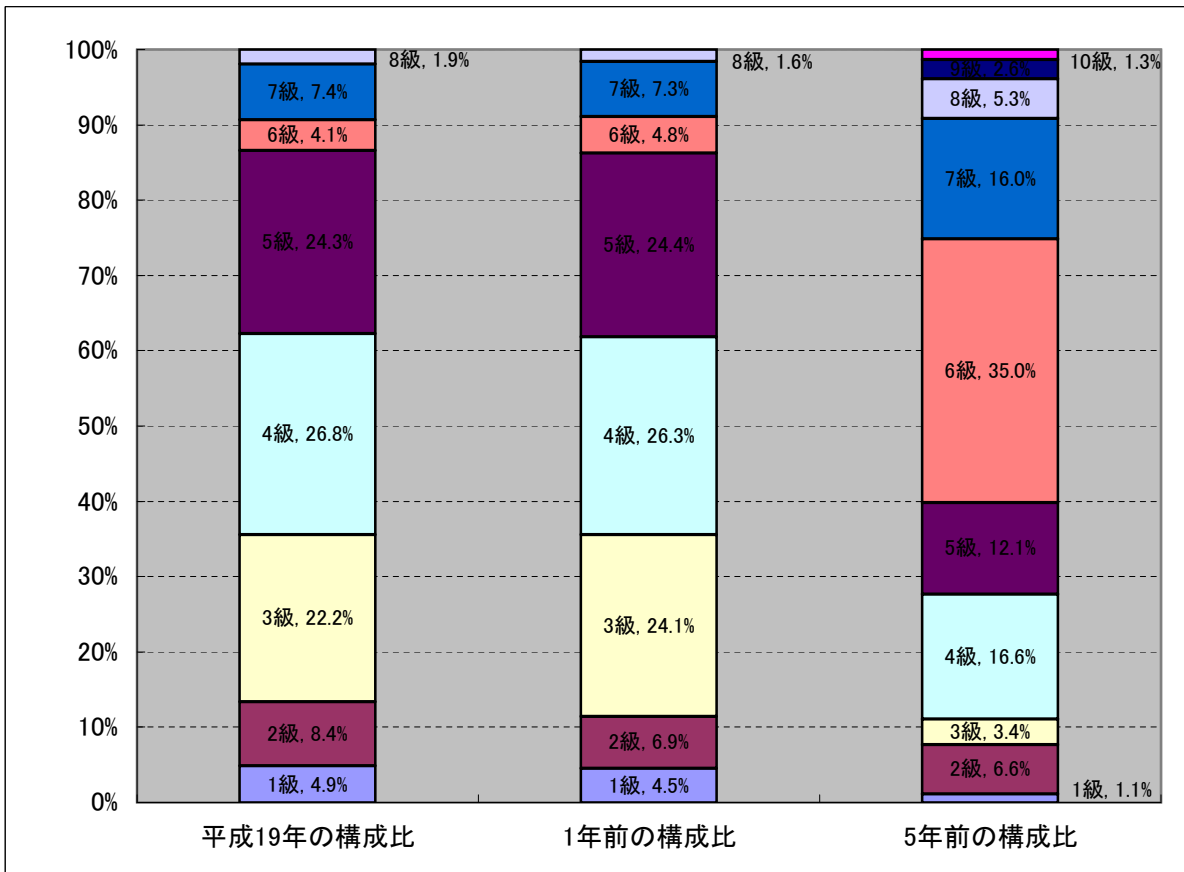
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,190円	322,000円	376,833円
	高校卒	228,500円	272,786円	327,567円
技能労務職	高校卒	216,100円	253,900円	269,750円
	中学卒	—	—	253,700円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師	主査	主幹 係長	室長 総括主幹	参事 課長	部長 副部長
職員数(人)	33	57	150	181	164	28	50	13
構成比(%)	4.9	8.4	22.2	26.8	24.3	4.1	7.4	1.9

- (注)1 足利市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
- 3 平成18年に10級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

①勤務成績の評定の実施状況

足利市は、全国的にも早い昭和32年に勤務評定制度を導入した。平成12年2月には、「足利市人材育成基本方針」を策定した。方針に掲げられた内容に則して、職員一人ひとりの人材育成を主眼としつつ、人的資源の最大活用と組織の成果の向上を図ることを狙いとして評定制度の再構築を行い、現在の勤務評定制度が平成15年に完成した。

評定は、地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に勤務成績の評定を実施している。(内容の詳細については、足利市職員の勤務評定実施規程を参照)

②昇給への勤務成績の反映状況

足利市は、従来から、勤務成績不良者に対しては昇給及び昇格抑制措置を実施している。

また、平成19年4月昇給からは、特定職員(課長級以上)の昇給を5段階に区分し、勤務評定結果等に基づいて昇給を決定した(査定昇給制度)。特定職員以外の職員については、従来どおり、勤務評定結果等に基づいて下位区分を決定し、それ以外をすべて標準区分とした。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

足利市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,635千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,862千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務実績を勤勉手当に反映させる方向で検討しているが、試行段階であるため、一律支給している。

## (2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

足利市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~79,200円×60月分)	
1人当たり平均支給額	12,119千円	23,849千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 特殊勤務手当(平成19年4月1日)

区分	全職種		
支給実績(18年度決算)	22,618千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	66,328円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	27.4%		
手当の種類(手当数)	16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税等の事務に従事した職員の特殊勤務手当	市税等事務に従事した職員	市税の調査、検査	日 200円
		市税、税外収入金の徴収整理等	日 300円
社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法による窓口業務	月 3,000円
行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1回 6,000円
		行旅病人の救護	1回 2,000円
養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員	入所者の生活指導又は介助に従事	月 3,000円
		死亡者の納棺作業に現に従事	1回 4,000円
感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事した職員	患家の消毒等	日 400円
放射線取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	放射線取扱作業に従事した職員	放射線取扱作業に従事	日 250円
汚物処理作業等に従事した職員の特殊勤務手当	汚物処理作業等に従事した職員	し尿処理作業	日 600円
		自動車運転業務	日 600円
		下水道管きよ清掃又は修理作業	日 1,000円
		その他汚物処理作業	日 550円
斎場業務に従事した職員の特殊勤務手当	斎場業務に従事した職員	バスの運転	日 1,200円
		その他斎場の管理運営	日 1,000円
病虫害防除作業等に従事した職員の特殊勤務手当	病虫害防除作業等に従事した職員	病虫害防除又は駆除作業	日 300円
道路整備等に従事した職員の特殊勤務手当	道路整備等に従事した職員	道路等の簡易舗装作業	日 200円
電気主任技術者の特殊勤務手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円
用地交渉業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地交渉業務に従事した職員	用地取得等交渉業務(長期にわたるもの)	日 200円
ボイラー取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	ボイラー取扱作業に従事した職員	ボイラー取扱主任1級の資格を有する施設の取扱主任者	月 2,500円
		その他ボイラーの取扱作業	月 1,500円

消防職員の特殊勤務手当	消防職員	火災発生時に出勤 (はしご車による消火業務)	1回 300円 (200円加算)		
		救急業務のため出勤 (救急救命士の資格を有し、当該業務に従事)	1回 150円 (200円加算)		
		救助業務のため出勤 (現に救護をした職員)	1回 200円 (200円加算)		
		自然災害等が発生し、または発生するおそれのある場所における現場業務	1回 300円		
		機関員の業務	100円加算		
		夜間特殊業務	1回 250円		
		バスの運転に従事した職員の特殊勤務手当	定員10人以上のバスの運転に従事した職員	1日の走行距離が100キロメートル以上の場合	日 500円
				1日の走行距離が100キロメートル未満の場合	日 400円
建築主事の特殊勤務手当	建築主事	建築物審査業務	月 5,000円		

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	319,492千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	251千円
支給実績(18年度決算)	298,643千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	240千円

## (5) その他の手当(平成19年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	159,739千円	241千円
住居手当	1 借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円) 2 持家 月額2,500円	異なる (持家は新築・購入から5年間のみ支給)	76,305千円	107千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	同じ	61,827千円	58千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて49,600円～94,000円	同じ	138,810千円	658千円
管理職特別勤務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務は1時間以上)	24千円	12千円
宿日直手当	1 日直 1回 4,200円 2 宿直 1回 4,200円 3 勤務時間5時間未満の宿直 1回 2,100円	同じ	567千円	142千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	18,001千円	131千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	42,842千円	335千円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	955,000円 (1,090,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額
	副市長	770,000円 (900,000円)	1,018,000円/896,800円 833,000円/770,000円
報酬	議長	620,000円	645,000円/541,000円
	副議長	560,000円	580,000円/504,000円
	議員	520,000円	553,000円/460,000円
期末手当	市長 副市長	} ・18年度支給割合 ・加算措置の状況	3.35月分 45%加算
	議長 副議長 議員		3.35月分 45%加算
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副市長	1,090,000円×在職月数×0.4(任期毎) 900,000円×在職月数×0.35(任期毎)	20,928,000円 15,120,000円
通勤手当	市長 副市長	} ・交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

- 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 市議会議員には、その調査研究に資するため必要な経費の一部として、年額1,000,000円の政務調査費が交付される。(残余が生じた場合は返還)

## 6 職員の任免の状況

## (1) 採用試験の実施状況(平成18年度実績)

試験区分	受験者(人)	合格者(人)	倍率(倍)
行政	114	13	8.8
行政(身体障害者)	3	0	-
電気	3	1	3.0
社会福祉	28	2	14.0
保健師	7	1	7.0
保育士	29	1	29.0
消防	30	5	6.0
計	214	23	9.3

## (2) 退職の状況(平成18年度実績)

区分	人数
定年	39
自己都合	6
死亡	2
計	47

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

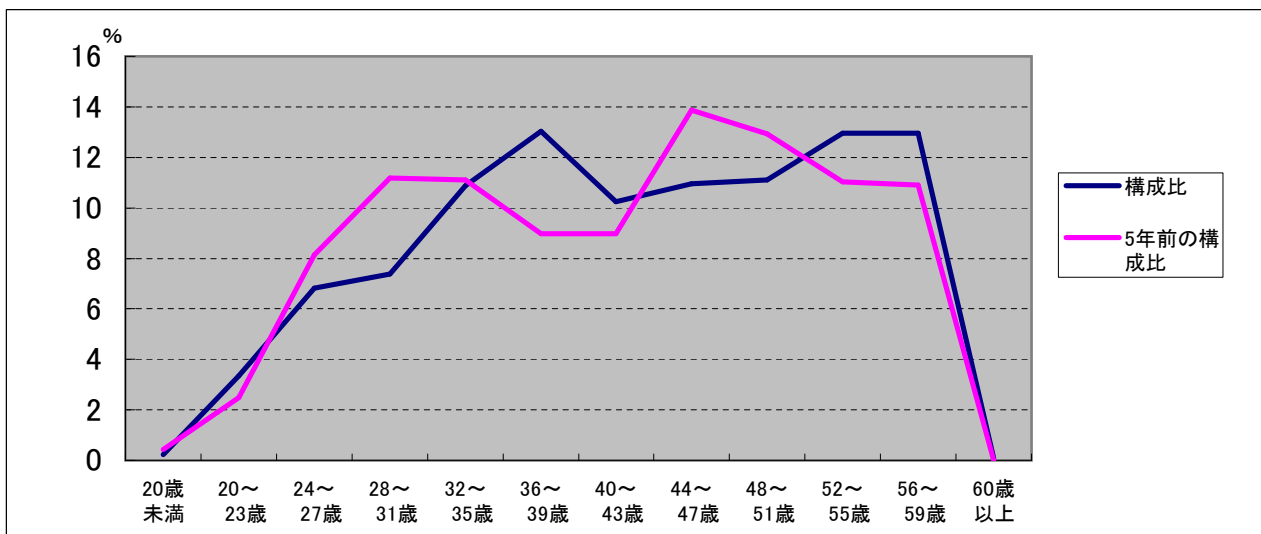
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	市有バス廃止による減、事務量の減など 市税業務の効率化 保育士の嘱託職員化による減など ごみ処理業務の委託化、汲取世帯数の減など
		総務	178	174	-4	
		税務	62	61	-1	
		民生	184	182	-2	
		衛生	130	124	-6	
		労働	2	2	0	
		農林水産	31	31	0	
		商工	29	28	-1	
	土木	144	139	-5		
		計	769	750	-19	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.45人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 48.83人)
	教育部門	214	209	-5	給食調理場の民間委託による減など	
	消防部門	176	176	0		
	小計	1,159	1,135	-24	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.81人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.84人)	
公営企業等部門	水道	62	62	0	事業量の減など 包括支援センターの設置による増など	
	下水道	34	30	-4		
	その他	57	61	4		
	小計	153	153	0		
合計		1,312 [1,543]	1,288 [1,543]	-24 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.50人	

(注)1 職員数は一般職の職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、補助職員及び非常勤職員を除く。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	43人	88人	95人	140人	168人	132人	141人	143人	167人	167人	1人	1,288人



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,339人	1,272人	67人	5%



## ② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	780	769	750				—	741
	増減		-11	-19				-30 (76.9%)	-39
特別行政 (教育・消防等)	職員数	403	390	385				—	383
	増減		-13	-5				-18 (90%)	-20
公営企業 等会計	職員数	156	153	153				—	148
	増減		-3	0				-3 (37.5%)	-8
計	職員数	1,339	1,312	1,288				—	1,272
	増減		-27	-24				-51 (76.1%)	-67

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## ③ 採用者・退職者数の見込み

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	計
職員数(4月1日現在)	1,339	1,312	1,288	1,274	1,261	1,248	
退職者数(4月1日～翌年3月31日)	37	47	39	40	50		213
採用者数(翌年4月1日採用)	10	23	25	27	37		122
適正化計画削減人数	-27	-24	-14	-13	-13		-91

(注) 退職者数、採用者数は見込みのため、実際の人数とは異なることがある。

## 8 公営企業職員の状況

## (1) 水道事業

## ① 職員給与費の状況

## ア 決算

区分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の 総支出に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	3,857,789	132,531	610,463	15.8	15.0

(注)1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計である。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給与金及び法定福利費の合計である。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	62	256,004	43,181	103,520	402,705	6,495	6,895

(注)1 この表は、正規職員の給与に関するものである。(職員手当には退職給与金を含まない。)

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

## イ 特記事項(給与抑制措置)

抑制対象	対象者	抑制内容	期間
管理職手当	一般企業職	10%減額	H19.4.1～H20.3.31

## ② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	44.4歳	336,900円	395,600円
足利市 (公営企業除く)	42.8歳	334,400円	386,000円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	足利市(公営企業を除く)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,670千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,635千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

水道事業	足利市(公営企業を含む)
(支給率) 自己都合 勤勉・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分) 17・18年度退職者すべての1人当たり平均支給額 24,784千円	(支給率) 自己都合 勤勉・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分) 1人当たり平均支給額 12,119千円 23,849千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成19年4月1日)

区分	全職種		
支給実績(18年度決算)	222千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	20,155円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	17.74%		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	16,195千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	311千円
支給実績(18年度決算)	18,102千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	355千円

オ その他の手当(平成19年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養 手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	9,269千円	232千円
住居 手当	1 借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円) 2 持家 月額2,500円	異なる (持家は新築・ 購入から5年間 のみ支給)	3,356千円	75千円
通勤 手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	同じ	2,639千円	45千円

管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて49,600円～94,000円	同じ	7,369千円	670千円
管理職特別勤務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務は1時間以上)	—	—
宿日直手当	1 日直 1回 4,200円 2 宿直 1回 4,200円 3 勤務時間5時間未満の宿直 1回 2,100円	同じ	—	—
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	1,405千円	201千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の 総支出に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	162,938	32,813	17,543	10.8	10.9

(注)1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計である。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給与金及び法定福利費の合計である。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 3	千円 9,598	千円 1,611	千円 3,724	千円 14,933	千円 4,978	千円 6,773

(注)1 この表は、正規職員の給与に関するものである。(職員手当には退職給与金を含まない。)

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	46.3歳	341,300円	395,900円
足利市 (公営企業除く)	42.8歳	334,400円	386,000円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		足利市(公営企業を除く)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,241千円		1,635千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	

## イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

工業用水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・調整額 (16,700~45,850円×60月分)	
			1人当たり平均支給額	12,119千円	23,849千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。(工業用水道事業は退職者なし)

## ウ 特殊勤務手当(平成19年4月1日)

区 分		全職種	
支給実績(18年度決算)		41千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		20,700円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		66.66%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円

## エ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	681千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	227千円
支給実績(18年度決算)	895千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	298千円

## オ その他の手当(平成19年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養家族 月額1人 6,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	208千円	104千円
住居手当	1 借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円) 2 持家 月額2,500円	異なる (持家は新築・購入から5年間のみ支給)	265千円	133千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度24,500円)	同じ	142千円	47千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて49,600円~94,000円	同じ	0千円	0千円
管理職特別勤務手当	週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円~10,000円 (6時間を超える場合は上記の150%)	異なる (対象となる勤務は1時間以上)	—	—
宿日直手当	1 日直 1回 4,200円 2 宿直 1回 4,200円 3 勤務時間5時間未満の宿直 1回 2,100円	同じ	—	—
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	—	—
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

(3) 公営企業会計における定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
67人	64人	3人	5%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
公営企業会計	職員数	67	65	65				—	64
	増減		-2	0				-2 (66.7%)	-3

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

9 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	40時間(月曜日から金曜日の5日間で割り振り)
1日の勤務時間	8時間
勤務の開始・終了時間	8時30分～午後5時30分
休憩時間	午後0時～午後1時
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
週休日	土・日曜日

(注) 職務又は職場の特殊性により、上記と異なる場合がある。

(2) 休暇・休業

名称	実績(平成18年度)	備考
年次有給休暇	平均取得日数 8.0日	1年度につき20日与えられ、1日、半日又は1時間を単位として取得することができる。1年度において取得残日数が生じた場合は、20日までを翌年度に繰り越すことができるが、1年度の年次有給休暇は40日を超えることはできない。
病欠休暇	平均取得日数 3.2日	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができる。期間は180日以内。
特別休暇	平均取得日数 4.5日	公民権の行使、ボランティア、結婚、出産、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当である場合に取得することができる。条例で定められた日数又は期間以内。
介護休暇	取得者数 0人	配偶者、父母、子、配偶者の父母等について、負傷、疾病又は老齢により介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる。期間は6月以内。
育児休業	取得者数 24人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができる。期間中は無給。
育児部分休業	取得者数 1人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができる。1日を通じて2時間以内。給与は減額して支給。

10 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(平成18年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	7	0	7

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分。

(2) 懲戒処分者数(平成18年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	4	3	0	0	7

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分。

11 職員の服務の状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」(地方公務員法第30条)

(2) 地方公務員法に定められている職員の義務等

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

(3) 営利企業等の従事の状況(平成18年度)

報酬を得て事業又は事務に従事する場合	8件
--------------------	----

(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

主な免除事由

- ・研修会への参加
- ・健康診断の受診
- ・地方公務員法42条に基づく厚生事業への参加

12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況(平成18年度)

① 足利市単独研修

区分	研修名	内容	日数	会場	受講者数	
基本研修	新採用職員研修	前期	助役講話、市の概要、パソコン実習、人間関係、人事課長講話等	3.5	市役所会議室	10
		後期	福祉施設見学、ボランティア、市長講話、教育目標、文書の取扱い等	2	市役所会議室ほか	
	初級職員研修	管理者との対話、まちづくりについて、振興計画	2	市役所研修室	41	
	中級職員研修	助役講話、男女共同参画社会、民間人講話、市の政策	1	市役所会議室	17	
	新任係長研修	助役講話、情報公開・個人情報保護制度、人権講話、市財政、議会、勤務評定	2	市役所会議室	18	
	新任課長研修	市長講話、議会対応	0.5	市役所会議室	6	
	技能労務職員研修	収入役講話、人間関係、接遇、人権教育、労働安全衛生	1	市役所会議室	23	
専門研修	人権問題研修	講演及び啓発映画上映	1.5	市民プラザ	1,355	
	交通安全研修(臨時)	講演	0.5	市役所会議室	53	
	交通安全研修	啓発ビデオ上映及び講義	0.5	研修センター	113	
	メンタルヘルズ講座	管理監督者向けメンタルヘルズ対応の考え方	0.5	研修センター	76	
	職場研修推進講座(管理者)	講義(グループワーク)	0.5	市役所研修室	49	
	職場研修推進講座(監督者)	講義(グループワーク)	4	市役所研修室	169	
	目標管理研修	講義(グループワーク)	1	市役所研修室	107	
	人権研修	講演会	0.5	研修センター	88	
	特別研修(講演会)	講演会	0.5	市役所会議室	82	
	通信研修	新任係長	監督者向け通信研修	-	自宅等	18
		希望制	パソコン・資格に関する通信研修	-	自宅等	3
	安全運転実務研修	運転に関わる講義及び実技指導	1	東足利教習所	21	
	防災研修	地域防災計画、中越地震体験談、防災情報メールサービス、AEDの取扱い	0.5	市役所研修室	47	
	キャリアデザイン研修	自分らしさの認識、自分の役割行動の再構築	3	研修センター	118	
	評価者研修	勤務評定制度の理解と評定の仕方	0.5	市役所会議室	41	
中堅職員事前研修	教養 論述	自主学習の効果を測る研修	0.5	研修センター	29	
			0.5	研修センター	80	
補助職員研修	人事関係講義、接遇の基本	0.5	市役所会議室	22		
派遣研修	派遣研修	必要とされるコースを受講	5~11	市町村アカデミー	23	
		国際交流基礎コース	4~10	国際文化アカデミー	3	
		青年会議所への派遣研修	-	(社)足利青年会議所	1	
合計					2,613	

② 両毛地区広域行政推進協議会研修

区分	研修名	内容	日数	会場	受講者数	
基本研修	新採用職員研修	前期	接遇の基本、まちなか散策、グループワーク	3.5	研修センター	5
		後期	人権講話、地方自治制度、地方公務員制度、地方財務・税財政制度	4.5	研修センター	
	初級職員研修	人権講話、憲法、グループワーク、接遇応用編[説明力強化]	10	研修センター	50	
	主事・技師級研修	会議運営能力向上研修、政策形成研修	8	研修センター	26	
	中級職員研修	人権講話、政策デザイン能力向上研修、ワークショップ研修	9	研修センター	19	
	JST研修	リーダーの役割、マネジメントの基本等	6	研修センター	41	
	対人能力向上研修	人間関係の基本原則・対人能力の向上研修	2	研修センター	25	
	指導力養成研修	問題解決の基本、リーダーシップ・チームワークについて	2	研修センター	18	
政策研修	地域政策研究研修	まちづくりをテーマにした政策形成研修	3	研修センター	16	
	合計				200	

③ 栃木県市町村研修協議会等主催研修

区分	研修名	内容	日数	会場	受講者数
管理者研修	管理者研修(講演)	講演会	0.5	宇都宮市	1
	行政法講座	行政法の原理・原則	4	自治研修所	1
	民法講座	民法の原理・原則	4	自治研修所	2
	社会心理学講座	社会心理学の基礎・応用・課題	4	自治研修所	2
	コミュニケーション・カウンセリング講座	管理監督者のコミュニケーション能力向上手法の習得	4	自治研修所	1
	地域振興講座	県内企業トップの講演	1	自治研修所	1
	ノンバーバル・コミュニケーション講座	対人能力の養成のための感覚訓練、コミュニケーションのあり方	2	塩原町(かもしか荘)	0
	職場研修講座	部下指導・能力開発の進め方、リーダーシップ	2	自治研修所	0
	政策形成講座	政策形成の基本、政策立案実習	2	自治研修所	3
	トピック講座	「住民との協働」に関する知識の習得	2	自治研修所	1
	地域政策パーソン講座	活力に満ちた地域社会を作るための政策立案技術を習得	3	自治研修所	0
	メンタルヘルス講座	メンタルヘルスへの理解、ストレスマネジメント	4	自治研修所	2
	人事考課講座	人事考課制度の理解、考課方法の習得	1	自治研修所	0
	政策法務実践講座	条例制定・法的リスクマネジメントの検証	4	自治研修所	1
	地方分権時代の地域経営講座	自治体マーケティング戦略の進め方	2	自治研修所	0
	戦略経営講座	自治体経営の戦略的展開手法の習得	2	自治研修所	0
	クレーム対応力講座	住民からの要望・苦情への対応能力・説明能力の養成	4	自治研修所	6
	説明責任とプレゼンテーション講座	情報公開の手法、プレゼンテーション技能の習得	2	自治研修所	2
	危機管理講座	リスク管理の基本、危機管理体制のあり方	2	自治研修所	2
	組織活性化講座	住民満足度と現場の改善活動、NPM	2	自治研修所	1
一般職員研修	法務基礎養成講座	法務の基本的理解	3	研修センター	14
	接遇レベルアップ講座	よりよい接遇行動スタイルの習得	2	佐野市	11
指導者養成	JST指導者養成研修	内部講師養成研修	5	自治研修所	1
合同研修	発想力研修	創造力開発、発想技法の習得	2	自治研修所	1
	業務改革研修	業務改善手法の習得・演習	2	自治研修所	2
	企画力研修	マーケティング手法の習得・企画書作成	2	自治研修所	0
	クレーム対応研修	効果的折衝・交渉の技法、クレーム分析と予防	2	自治研修所	1
	折衝・交渉研修	折衝・交渉の基本スキルの習得	2	自治研修所	1
	論理的説明力研修	ディベートを通じた論点整理の方法・説明能力を習得	2	自治研修所	1
	問題解決力研修	論理思考、問題解決の手法	2	自治研修所	1
	合計				59

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害(平成18年度)

区分	件数
公務災害	4件
通勤災害	0件

(2) 健康管理(平成18年度)

① 健康講座・健康相談

- 健康講座(2回)「メンタルヘルス」「生活習慣病」
- 健康相談(23回)
- 健康チェック(12回)

② 心の電話 毎週月曜日から木曜日の夜間、専門のカウンセラーによる電話相談

③ 各種検診等

検診名等		受検者数(人)	対象者
職員総合健康診断	胸部レントゲン検査	623	全職員
	血液・尿検査	628	
	内診・血圧測定		
	身体計測		
	視力・聴力検査		
	心電図検査	251	満35歳時・40歳以上の職員
	HBs抗原検査	116	消防職員及び希望者
	HCV抗体検査	17	希望者
	胃がん検診	62	
	肺がん検診	27	
	大腸がん検診	35	
	前立腺がん検診	6	
	乳がん検診	49	女性職員希望者(マンモグラフィーは40歳以上)
	子宮がん検診	15	女性職員希望者
ダイオキシン類血液検査	2	クリーンセンター職員	
特殊健康診断	7		
人間ドック・脳ドック	632	希望者(30歳以上) 35歳以上の正規職員は栃木県市町村職員共済組合で実施	

④ 予防接種

区分	受診者数(人)
破傷風	53
B型肝炎予防ワクチン	10

(3) 足利市職員共済組合

足利市職員共済組合は、市職員等の疾病、障害、分娩、死亡等に基づく経済上の負担を軽減し、その生活の安定に資するための相互救済を目的として、足利市職員共済組合条例に基づき、設置された互助会組織である。

① 組織及び役員・・・足利市職員等を組合員とした組織

- ・組合長 副市長
- ・副組合長 副市長、総務部長
- ・会計役 会計課長
- ・監事 2名
- ・理事 12名
- ・代議員 49名
- ・組合員数 1,292名(平成19年4月1日現在)

② 負担率(給料月額に対する負担金率)

区分	組合員掛金	市給与金	負担割合(組合員:市)
18年度	5/1000	5/1000	1:1
19年度	5/1000	5/1000	1:1

③ 平成18年度給与金決算額等

- 決算額 25,017,480円
- 組合員数 1,314名
- 組合員1人当たり額 19,039円

④ 事業内容

- 給付事業・・・慶弔給付、傷病給付、災害給付
- 福利事業・・・人間・脳ドック補助、食堂・売店等

(4) 栃木県市町村職員共済組合

栃木県市町村職員共済組合は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として、設立された組織である。

① 構成団体

足利市を含む県内の31市町及び18一部事務組合



② 事業

- 短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行う。
- 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
- 福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行う。

14 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、関係当事者に適当な措置をとるよう公平委員会に対して要求することができ、公平委員会はそれを審査、判定し、必要な措置をとる。

平成18年度の措置要求は 0件。

15 不利益処分に関する不服申立ての状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申立てをすることができ、公平委員会はそれを審査し、裁決又は決定をする。

平成18年度の不服申立ては 0件。

16 職員からの苦情の処理の状況

職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に対し、公平委員会は助言等を行うほか、関係当事者に対し必要な措置をとる。

平成18年度の苦情の処理は 0件。

- ◇ 項目4(1)及び(3)から(5)まで並びに14から16までの記載の対象となる職種の範囲は、企業職(水道事業、工業用水道事業)を除く全職種である。

お問い合わせは人事課(Tel20-2116)へ。